

# 宮城県バス運行維持対策費補助金交付要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 県は、地域住民の日常生活に不可欠なバスによる生活交通ネットワークの構築を図るため、市町村等が行う生活交通バスの運行に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において宮城県バス運行維持対策費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「バス」とは、第6条に規定する補助対象路線を市町村等が運行するバス（デマンド型乗合タクシーを含む。）をいう。

2 この要綱において、「市町村等」とは、市町村、市町村から委託又は補助を受けて運行する商工会及び市町村地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき市町村が組織する協議会（以下「法定協議会」という。））等をいう。

3 この要綱において、「複数市町村にまたがる路線」又は「市町村内完結路線」とは、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市町村等が運行するバスのうち第6条に規定する補助対象路線を運行する事業とする。

## 第2章 生活交通確保計画

### (概要)

第4条 第3章に掲げる運行費補助金の交付に当たっては、市町村が、それぞれの生活圏と考えられる範囲などにおいて、地域の実情に即した生活交通確保計画を策定し、様式第1号により補助金を受けようとする会計年度の8月末までに知事に提出しなければならない。

### (構成)

第5条 生活交通確保計画の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活交通の現状と課題
- (2) 生活交通確保のための基本的な方針
- (3) 生活交通確保方策の概要
- (4) 利用者の意識改革を図るための取組

## 第3章 運行費補助金

### (補助対象路線)

第6条 補助対象路線は、市町村等が運行する路線（市町村が乗合バス事業者等に委託し

て運行する路線を含む。)で、鉄道駅や複数のバス路線が接続するバス停留所等の交通結節点において、鉄道やバス路線等他の公共交通に接続するとともに、広域的利用が期待できる地域(一定の商業施設、公共施設等の集合)又は病院、学校等に接続し、公共交通ネットワークを構成する路線とする。

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、前条に定める補助対象路線を運行する市町村とする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象経費の額及びその限度額)

第9条 運行費に係る補助対象経費の額は、市町村等が運行するバスの経常欠損額(経常費用から経常収益を差し引いた額)とする。この場合において、経常費用は経常収益の11分の20を限度とし、経常費用の内訳は、知事が別に定めるものとする。

(補助率)

第10条 補助率は、次のとおりとする。

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| (1) 市町村等が運行する複数市町村にまたがる広域路線 | 2分の1 |
| (2) 市町村等が運行する市町村内完結路線       | 3分の1 |

ただし、令和2年度までに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)を策定した市町村及び網形成計画に基づき、策定市町村と広域路線を共同運行している市町村については、網形成計画期間中の最大5年間(月単位)に限り2分の1とする。適用期間は、網形成計画を平成29年9月以前に策定したときは平成29年10月1日から、平成29年10月以降に策定したときは策定月の1日からとする。

(交付額)

第11条 補助金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市町村への補助金の交付額は、第9条に定める額に収支率(経常収益を経常費用で除して得た数値)及び前条第1号又は第2号に規定する補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、補助申請を行う年の3月31日現在の当該市町村の高齢化率が県平均高齢化率よりも大きい市町村については、第9条に定める額に当該市町村の高齢化率から県平均の高齢化率を差し引き100で除して得た数値を乗じて得た額を加算する。
- (2) 前項の規定により算出した補助金額が市町村単位で20万円未満の場合は、交付対象外とする。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、様式第2号により、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、規則第4条及び第13条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定を行い、様式第3号により当該市町村に通知するものとする。

(交付の条件)

第 14 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、様式第 3 号に定めるとおりとする。

(経理等)

第 15 条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 市町村長は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付を受けた市町村長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から施行し、平成 19 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行し、平成 23 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金から適

用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。